

「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（地域主権戦略会議資料）に対する全国知事会の考え方

平成22年6月4日
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

平成22年5月24日、政府の地域主権戦略会議において、「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（以下、「基本的な考え方」）が提示された。

この「基本的な考え方」は、平成22年4月6日に全国知事会がとりまとめた「『一括交付金』制度設計における大原則」（以下、「大原則」）の内容と概ね軌を一にしており、評価できるものである。ただし、一部の内容についてはさらなる精査・検討が必要であると考える。

したがって、政府におかれても、今後、この「基本的な考え方」に沿って具体的な制度設計を進めていただくとともに、その際、以下の点については十分に配慮されたい。

是非、新しい内閣におかれても、地域主権の確立に向け、改革のスピードを緩めることなく着実かつ迅速に進めることを期待するものである。

記

- 1 「大原則」にあるとおり、「一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換すること」であり、「地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと」といった観点を踏まえ、
 - (1) 「基本的な考え方」で示されている「現金給付は国、サービス給付は地方」といった原則を徹底するとともに、
 - (2) 同時に、「サービス給付」であっても、地方にとって自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金の対象から外すこと

- 2 一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すること
- 3 国の出先機関等から都道府県予算を経由せず、民間事業者等へ交付されている補助金等（いわゆる「空飛ぶ補助金等」）は、都道府県が実施する事業との連携を図りその効果を最大限発揮するとの観点や、公的支出のガバナンスの観点などから問題が多いものと考える。このため、この空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること